

○山形県警察学校の運営に関する訓令

平成18年3月22日

本部訓令第12号

改正 平成19年3月9日 日本部訓令第8号

平成23年11月4日 日本部訓令第10号

令和元年6月28日 日本部訓令第9号

注 平成23年11月から改正経過を注記した。

山形県警察学校の運営に関する訓令(昭和42年7月本部訓令第12号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条～第4条)

第2章 校務(第5条～第9条)

第3章 授業(第10条～第12条)

第4章 入校(第13条・第14条)

第5章 欠講、休学及び退校(第15条～第17条)

第6章 試験及び卒業(第18条・第19条)

第7章 学生(第20条～第23条)

第8章 賞罰(第24条～第27条)

第9章 雑則(第28条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察教養規則(平成12年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)、警察教養細則(平成13年警察庁訓令第4号。以下「細則」という。)、山形県警察教養規則(平成13年11月県公安委員会規則第8号)及び山形県警察教養に関する訓令(平成6年3月本部訓令第12号)に定めるもののほか、山形県警察学校(以下「学校」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(学校教養の方針)

第2条 学校教養は、規則第2条に規定する警察教養の目的に従い、実務に直結した教養となるよう創意工夫を凝らすとともに、教養成果に配意して行わなければならない。

(職員の心構え)

第3条 学校の職員(以下「職員」という。)は、学校教養の重要性を認識し、学生の規範

として自らの知識及び技能の研さん並びに人格のかん養に努めるとともに、信念と愛情をもって学生の指導及び教養に当たらなければならない。

(学生の心構え)

第4条 学生は、校長が定める学生心得を遵守し、高い意欲と規律を保ちながら、必要な知識及び技能の習得並びに気力及び体力の錬成に努めなければならない。

## 第2章 校務

(会議)

第5条 警察学校長（以下「校長」という。）は、毎月1回以上期日を定めて職員会議を開催し、学校運営、学生の指導監督及び福利厚生その他必要な事項について指示又は協議するものとする。

2 校長は、前項の職員会議のほか、係長以上の職にある職員による幹部会議を随時開催し、授業の調整、統一及び改善、学生の処遇その他必要な事項について指示又は協議するものとする。

(簿冊)

第6条 警察学校に、次に掲げる簿冊を備え付けるものとする。

- (1) 授業計画表
- (2) 担当科目等指定表
- (3) 会議簿
- (4) 職員名簿
- (5) 学籍簿
- (6) 成績表
- (7) 前各号に掲げる簿冊のほか、校長が必要と認めるもの

2 前項の簿冊の様式は、校長が定めるものとする。

(一部改正〔平成23年本部訓令10号〕)

(生活指導)

第7条 職員は、常に学生の学校生活全般について配意し、指導しなければならない。

(当直勤務)

第8条 当直勤務員は、山形県警察処務に関する訓令（平成11年3月本部訓令第6号）第9条に定める任務のほか、学生の指導及び監督に当たるものとする。

(校内警備等)

第9条 校長は、学校の警備計画及び防火、消防計画を定めて随時訓練を行い、災害等の防止に努めなければならない。

### 第3章 授業

(教授細目)

第10条 校長は、初任科及び初任補修科の教授細目については、毎年3月15日までに、巡查部長任用科、警部補任用科、部門別任用科、専科及び一般職員初任科の教授細目については、主管課長と合議の上、実施の都度、定めるものとする。

(一部改正〔平成23年本部訓令10号〕)

(授業計画書等)

第11条 授業の担当者は、各課程の教授科目ごとに、教授細目に基づき授業計画書(別記様式第1号)を作成し、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。

2 授業の担当者は、授業が終了したときは、各課程の授業科目ごとに授業結果報告書(別記様式第2号)を作成し、校長に報告しなければならない。

(講師)

第12条 校長は、学生の教養上必要があると認めるときは、警察職員又は警察部外の者を講師として招へいすることができる。

### 第4章 入校

(入校課程)

第13条 校長は、次の各号に掲げる課程に、それぞれ当該各号に掲げる者のうち警察本部長(以下「本部長」という。)が命じた者を学生として入校させるものとする。

- (1) 初任科 新たに採用した巡查
- (2) 初任補修科 職場実習を修了した巡查
- (3) 巡查部長任用科 巡查部長に昇任し、又は昇任が予定されている警察官
- (4) 警部補任用科 警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官
- (5) 部門別任用科 各部門に新たに任用される巡查部長又は巡查
- (6) 専科 警部補以下の階級にある警察官又は警部補相当職以下の職にある一般職員
- (7) 一般職員初任科 新たに採用した一般職員

2 校長は、前項各号に掲げる者のうち、入校させることが不相当であると認められる者を把握したときは、その旨を本部長に報告しなければならない。

(宣誓)

第14条 入校を命ぜられた者は、宣誓書（別記様式第3号）に署名し、校長に提出しなければならない。

#### 第5章 欠講、休学及び退校

(欠講及び休学)

第15条 学生は、病気その他の理由により、欠講又は休学しようとするときは、欠講願（別記様式第4号）を提出し、校長の承認を受けなければならない。

2 休学は、修業期間の3分の1を超えてすることはできない。

(休学による退校)

第16条 校長は、修業期間の3分の1を超えて休学を続ける者に対し、第27条第1項第1号の退校処分を命ずるものとする。ただし、再履修によって成業が可能であると認められる者については、本部長の承認を得て、退校処分をすることなく再履修させることができる。

(自主退校)

第17条 学生（初任科の学生を除く。）は、修業期間の途中で退校しようとするときは、理由を明らかにして校長に申し出た上、本部長の承認を受けなければならない。

#### 第6章 試験及び卒業

(試験)

第18条 校長は、学生の修業成績を評価するため、試験を行うものとする。ただし、巡査部長任用科、警部補任用科、部門別任用科、専科及び一般職員初任科の学生については、主管課長と合議の上、試験の一部又は全部を省略することができる。

2 試験の時期、科目、範囲及び採点基準、再試験その他試験に関し必要な事項は、実施の都度校長が定めるものとする。

(証書)

第19条 校長は、第13条第1項第1号及び第2号の課程を修了した者に卒業証書（別記様式第5号）を授与するものとする。

2 校長は、第13条第1項第3号から第7号までに掲げる課程を修了した者に修了証書（別記様式第5号の2）を授与するものとする。

(全部改正〔平成23年本部訓令10号〕)

## 第7章 学生

### (全寮制度)

第20条 学生は、すべて学生寮に入寮するものとする。ただし、特別の理由により校長の許可を受けた者は、この限りでない。

### (役員)

第21条 校長は、第13条第1項各号に規定する課程ごとに、総代、副総代、班長等の役員を任命するものとする。

- 2 役員は、常に他の学生の模範となり、同一課程の学生を統率して規律ある行動をとらせるとともに、職員との連携を保ちながら学生相互間の融和及び協調に努めなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、役員の仕事に関し必要な事項は、校長が定める。

(一部改正〔平成23年本部訓令10号〕)

### (自治活動)

第22条 校長は、学生の職責への自覚の高揚と、豊かな学校生活を目的として行う自治活動に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (当番勤務)

第23条 校長は、学生に対し、教養の一環として当番勤務を行わせることができる。

- 2 前項の勤務について必要な事項は、校長が定めるものとする。

## 第8章 賞罰

### (本部長賞)

第24条 本部長は、山形県警察の表彰に関する訓令（平成8年12月本部訓令第12号。以下「表彰訓令」という。）第7条第1項第13号の規定により、修業成績が最も優秀であった学生及びこれと同等である者に、賞詞又は賞状を授与するものとする。

### (学校長賞)

第25条 校長は、表彰訓令第16条第1項第2号の規定により、次の各号に掲げる賞を、それぞれ当該各号に掲げる学生に対して授与するものとする。

- (1) 優良賞 修業成績が優良であった学生
- (2) 術科優秀賞 術科に精励し、その成績が優秀であった学生
- (3) 役員賞 総代、副総代その他の役員として、その仕事を遂行し、功労のあった学生

- 2 前項に定めるもののほか、校長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

3 前2項の表彰に係る表彰状は、別記様式第6号のとおりとする。

(所属長賞)

第26条 前2条に定めるもののほか、各課程の主管部長又は主管課長は、表彰訓令第16条第1項第1号及び第3号の規定により、主管する課程において修業成績が最も優秀であった学生及びこれと同等である者を表彰することができる。

(処分)

第27条 細則第21条の規定により校長が行う次の各号に掲げる処分の内容は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 退校 学生としての身分を失わせること。
- (2) 謹慎 1か月を限度として、外泊及び外出を自粛させること。
- (3) 訓戒 学生の非違を諭し、その将来を戒め、誓書を提出させること。

2 校長は、学生を処分しようとするときは、幹部会議において協議の上、これを決定しなければならない。

## 第9章 雑則

(委任)

第28条 この訓令に定めるもののほか、学校運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月4日本部訓令第10号）

この訓令は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日本部訓令第9号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する